

「協同労働」個別プロジェクト立ち上げ支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「協同労働」個別プロジェクト立ち上げ支援事業補助金（以下「立ち上げ支援事業補助金」という。）の交付に関し、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 「協同労働」個別プロジェクト立ち上げ支援事業は、第3条第2号に規定する個別プロジェクトの立ち上げを支援することにより、就労や社会参加に向けた意欲と能力がある者が、「協同労働」を活用して本市の地域課題の解決に取り組むことを促進し、もって地域コミュニティの再生及び地域共生社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 協同労働 次に掲げる事項を全て満たす働き方をいう。

ア 事業に従事する者自ら出資して経営に参画すること。この場合において、経営に参画するとは、経営方針等について、対等な立場（1人1票の原則）で意見を出し合いながら決定することをいう。

イ 継続するために一定の収入を得ること。

ウ 営利を目的としていないこと。この場合において、営利を目的としていないとは、出資額に応じた配当を認めないことをいう。

エ 従事した程度に応じて配当を行うこと。

(2) 個別プロジェクト 次に掲げる事項を全て満たす事業をいう。

ア 前号に規定する協同労働を活用すること。

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第3号に規定する労働者派遣事業に当たらないこと。

（補助対象団体）

第4条 補助対象団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体（立ち上げ前のものを含む。）とする。

(1) 代表者を含む構成員、規約その他の団体の概要として市長が認める事項が明確であること。

(2) 本市に補助対象事業の拠点があること。

(3) 同一団体において補助対象事業に専属して従事する構成員が3名以上であること。

(4) 構成員全員が満15歳に達した日以後最初の3月31日を終了していること。

(5) 代表者が18歳以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が団体の構成員に含まれている場合は、補助対象団体としないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 同法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- (3) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

（補助対象事業）

第5条 補助対象事業は、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 前条に定める補助対象団体が主体となって実施する個別プロジェクトであること。
- (2) 補助申請年度の翌年度から、3年以上継続し、かつ、3年以内に単年度の経常収支が黒字化できる見込みがあること。
- (3) 本市に対象地域があること。
- (4) 事故等に備えた保険に加入していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 国・県・本市又は国・県・本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金等を受けて実施する事業
- (2) 本市の地域課題と無関係である事業
- (3) 特定の政党、宗教を利する又は害する事業
- (4) 主要な部分を外部に委託する事業
- (5) その他市長が適当でないと認める事業

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費は、補助金交付決定通知の日から補助申請年度の3月31日までに、構成員が経費を支出し、かつ、その支出の目的が完了した、前条に定める補助対象事業の立ち上げに要する経費のうち、次の区分に該当するものとする。

- (1) 人件費
- (2) 拠点整備費（第5条に定める補助対象事業の拠点を整備するための経費をいう。）
- (3) 物品購入費
- (4) 広告宣伝費
- (5) 保険料
- (6) その他市長が補助対象事業の立ち上げに必要と認める経費

2 次に掲げる経費は、補助対象外とする。

- (1) 飲食費（事業に不可欠となる場合を除く。）
- (2) 不動産の購入費
- (3) 賃貸借契約に係る敷金その他構成員に返還される可能性のある経費
- (4) その他市長が適当でないと認める経費

（補助率）

第7条 補助率は、前条第1項に定める補助対象経費の総額の2分の1とする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、100万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。ただし、物品については1品目当たりの、役務については1件当たりの補助金の額は、50万円を上限とする。

- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象事業の募集)

第9条 市長は、補助対象事業について期間を定めて募集するものとする。

- 2 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「交付申請団体」という。）は、補助対象事業として応募する事業（以下「応募事業」という。）について、所定の申請書を前項の期間内に市長に提出しなければならない。
- 3 その他補助対象事業の募集に関することは、別に定める。

(補助対象事業の審査等)

第10条 市長は、交付申請団体から前条第2項の規定による申請書の提出を受けた場合において、応募事業について第4条から第6条までの規定に適合するかどうかの審査を行うものとする。

- 2 前項の審査の結果、補助対象事業として認められる事業については、市長が参集する『「協同労働」個別プロジェクト事業可能性検討会議』（以下「検討会議」という。）において、検討会議の各構成員の意見を聴取するものとする。
- 3 検討会議に関することは、別に定める。

(補助金の交付決定等)

第11条 市長は、前条第1項の規定による審査結果及び同条第2項の規定により聴取した意見等を踏まえ、補助金を交付することが適当であると決定した事業（以下「補助事業」という。）については補助金の額を、不適当であると決定した事業についてはその旨を、それぞれ所定の通知書により交付申請団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する交付決定を行う場合において、次に掲げる条件を付すものとする。
 - (1) 補助金は、補助事業以外の目的に使用してはならないこと。
 - (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けること。
 - (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（当該期間が10年を超える場合は、10年とする。）内に、補助金の交付目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。また、除却又は廃棄しようとするときも、同様とする。
 - ア 不動産及びその従物
 - イ 取得価格又は効用の増加に要した価格が50万円以上の機械・器具等
 - (6) 補助金の収支に関する帳票や領収証書等の関係書類は、補助申請年度の翌年度から5年間保管すること。
 - (7) その他規則を順守すること。
- 3 市長は、前項各号に定めるもののほか、第1項に規定する交付決定を行う場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

- 4 補助金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の5第2項に規定する概算払により交付する。

（交付決定の取り消し）

第12条 市長は、補助事業を実施する交付申請団体（以下「補助事業団体」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業を補助申請年度の翌年度から3年継続しなかったとき。ただし、継続しないことについて市長の承認を受けた場合を除く。
 - (2) 補助申請年度の翌年度から3年目の3月31日において第4条第1項第2号の規定に反するとき。
 - (3) 同項第3号から第5号まで及び同条第2項の規定に反するとき。
 - (4) 前条第2項に規定する条件に違反するとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業団体は、前項の規定により補助金の返還が生じたときは、市長が指定する期日までにこれを返納しなければならない。

（計画変更の承認等）

第13条 補助事業団体が、第11条第2項第2号又は第3号に規定する市長の承認を受けようとするときは、所定の申請書を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合において、当該申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適正であると認めたときは、所定の承認書により、補助事業団体に通知するものとする。

（実績報告）

第14条 補助事業団体は、補助事業が完了した日から30日を経過する日又は補助申請年度の3月31日のいずれか早い日までに、所定の報告書を提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第15条 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合において、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該提出に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の通知書により、補助事業団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合において、当該提出に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業団体に命じ、又は補助金の全部若しくは一部を取り消し、当該取り消しに係る補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業団体は、第1項の規定により補助金の額に過金が生じたとき又は前項の規定により補助金の返還が生じたときは、市長が指定する期日までにこれを返納しなければならない。

（補助申請年度の翌年度以降の実績報告）

第16条 補助事業団体は、補助申請年度の翌年から3年間、各事業年度の実績報告書を、各事業年度終了後40日以内に提出しなければならない。

(委任規定)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。